

鋼船規則

規則

A 編 総則

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2009 年 10 月 30 日 規則第 34 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体艤装・構造

-11.から-19.を-12.から-20.に改め，-11.として次の1項を加える。

-11. **PS 編**の適用を受けた貨物の輸送に供されない浮体構造物のうち，原油などの産出海域に長期間或いは半永久的に係留されるものであって，海底から汲み上げられた原油などを処理，貯蔵，及び積出しするための設備を有するものにあつては，**PS 編**の規定に従い船級符号に付記する。

附 則

1. この規則は，2009 年 10 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

A 編

総則

要
領

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

A1 通則

A1.2 船級符号への付記

A1.2.2 航路制限

-3.を次のように改める。

- 1. 規則 A 編 1.2.2(1)の適用上、沿海区域とは、船舶安全法施行規則第一条第 7 項において定められた海域をいう。
- 2. 規則 A 編 1.2.2(2)の適用上、平水区域とは、船舶安全法施行規則第一条第 6 項において定められた海域をいう。
- 3. 規則 A 編 1.2.2(3)にいう「特定の海域」とは、規則 P 編 3 章及び規則 PS 編 2 章の適用における「操業海域」及び規則 T 編 1.1.1-1.(2)にいう「指定された海域」のことをいい、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。
- 4. 規則 A 編 1.2.2(4)の適用上、船舶救命設備規則第一条の二第 7 項において定められた限定近海船については、船級符号に“*Restricted Greater Coasting Service*”（略号 *RGCS*）を付記する。

A1.2.4 船体構造・艀装

-7.及び-8.を-8.及び-9.に改め、-7.として次の 1 項を加え、-8.及び-9.を次のように改める。

- 7. 規則 A 編 1.2.4-10.及び-11.の適用上、計画水深、設計外力等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。
- ~~-78.~~ 規則 A 編 1.2.4-~~11~~12.の適用上、設計深度等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。
- ~~-89.~~ 規則 A 編 1.2.4-~~18~~19.の適用上、同 1.2.4-7.の適用を受けた船舶に対して“*GRAB*”を付記する場合については、以下の例によること。
（例）（*BC-XII, GRAB*）

附 則

1. この達は、2009 年 10 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。